

高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース
2011年1月号 No. 56

(高津事務所)
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489
(民主党川崎市議会議員団 控室)
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135
http://www.horizoe.com E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

見える川崎市政を 川崎市がどうなっているのか、そして、どう なりうるのか

川崎市議会議員 **ほりぞえ健**

川崎市政改革の新たなステージ

(事務局)

2011年度の予算審議と同時に、「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画と、新行財政改革プランが検討されますね。

(掘添)

はい。2008年からの経済危機により、川崎市も財政的に厳しい状況となっています。

2001年に阿部孝夫市長が就任以来、行財政改革を最優先課題として位置付けてきました。2002年7月には「今後5年間で3,100億円の収入不足」という認識で『財政危機宣言』を発し、3次にわたる行財政改革を行ってきました。行革による削減効果は、2010年度だけで約671億円、この8年間の累積では約3,500億円にのぼり、当初目標であった「2009年度に収支均衡」も達成することができました。

本来であれば、最低限の持続可能性を維持するための「行財政改革」は終了し、これからは積極的な行財政改革、つまり限られた資源をより優先順位の高い施策へ振り替えていくための行財政改革へと、新しいステージに移行できるはずだったのが、リーマンショック以来の厳しい経済状況のもと、さらに追加で150~200億円の削減を行わなければならない状況となっています。

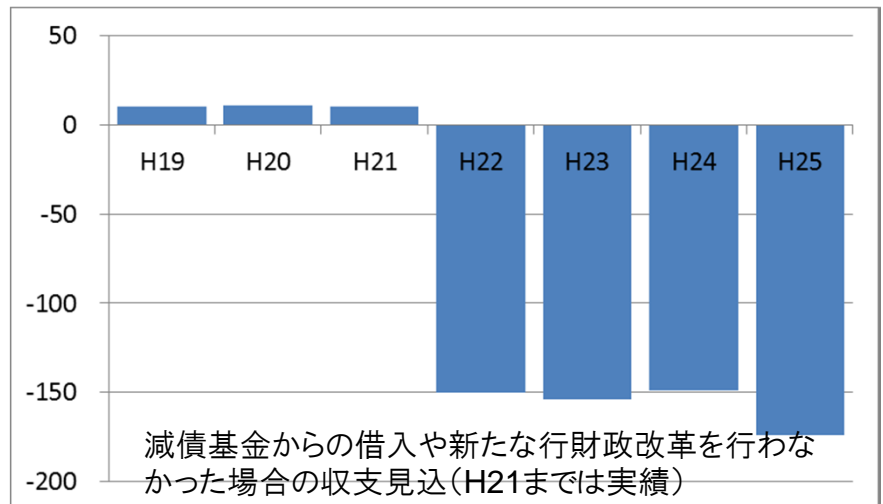
(事務局)

今回の3か年プランの中で、こうした収支状況を改善することも目標として設定されるのでしょうか？

(次ページに続く)



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーン・イレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- 議会運営委員会 委員
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 相談役
- 民主党神奈川18総支部 幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女の3人家族



持続可能な市政を実現するために

(堀添)

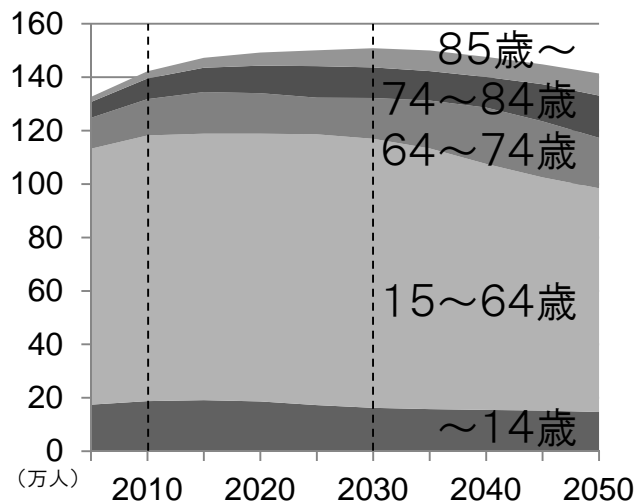
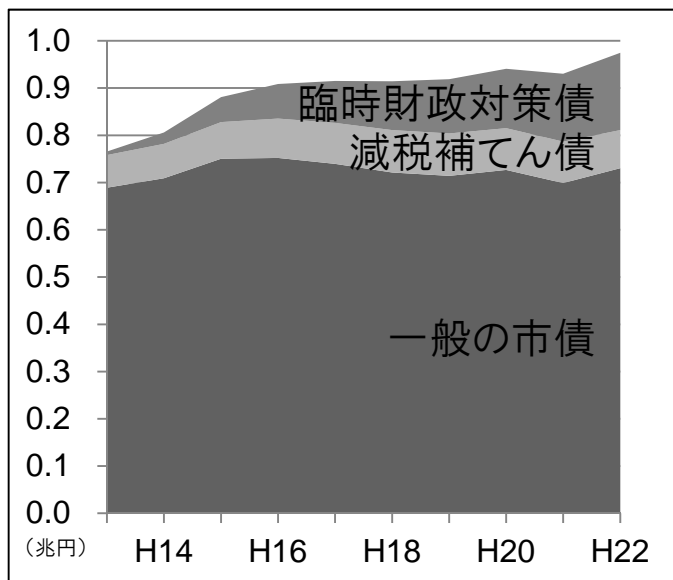
具体的な提案はこれからですが、おそらく期間内の2013年度までに、新たな収支均衡を実現する計画が示されると思います。

単年度の収支という課題とともに、ストックとしての市債残高の課題もあります。本市の累積市債残高は約9,900億円ですが、金額的には適正な範囲に収まっています。問題は、その中身が資産形成に繋がらない「赤字市債」ともいうべきものに置き換わりつつあるという点です。

国の財政状況が厳しいため、本来地方自治体に交付すべき金額を全額交付できない状況が生まれています。そのため、地方自治体に「減税補てん債」や「臨時財政対策債」を発行させ、その返済のための元利金額を後で国が支給する、という仕組みがとられています。

川崎市は、2010年度も地方交付税の不交付団体となりました。全国の政令指定都市の中で唯一川崎市だけが不交付団体となったことは、本市の財政力の高さを示していますが、他方で、この状態が続くと、国が償還すべき「減税補てん債」「臨時財政対策債」の返済は、すべて川崎市の負担で行うこととなります。すでに、本市市債残高の1/4が、こうした市債によって占められており、さらに毎年200億円が新たに積みあがろうとしています。

このことは、現在の制度のもとでは、川崎市の努力で対応できる範疇を超えており、国の対応が求められますが、本市市債の状況がこうした状況にあることを、私たちはしっかりと認識しておかなければならないと思います。



(事務局)

川崎市の今後を考える上で、他にも課題はありますか？

(堀添)

川崎市の人口構成の変化があります。川崎市の将来人口推計では、人口のピークを2030年に迎え、現在より8万6千人多い150万8千人となると見込んでいます。しかし、増える市民のうち現役世代(生産年齢人口)は1万2千人で、大半は高齢者となります。とくに75歳以上の市民は1.8倍に、85歳以上では2.6倍となります。

今でさえ施設が圧倒的に不足している介護保険、一般会計からの繰入で維持できている国民健康保険、受給者の4割が高齢者世帯である生活保護などに象徴される社会保障制度の現状に、さらに津波のように人口動態の影響が押し寄せてこようとしています。

「見える川崎市政」の実現を

(事務局)

川崎市にとって何が必要なんでしょうか。

(堀添)

川崎市の本当の姿はどうなっているのか、そして、私たち市民の努力で、どうなりうるのかを、まずは、しっかりと直視することだと思います。そのためにも、市議会が果たすべき役割は大きく、主権者である市民に開かれた議会とするための改革が必要だと思います。

今年は市議会議員選挙が予定されていますが、この選挙はこれからの4年間を「誰に白紙委任するか」を決めるものではありません。施策の決定に市民がかかわるための場が、まさに地方議会だと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

(2011年1月11日)

公契約条例を制定しました(「川崎市契約条例」を全面改定)

昨年12月の定例議会で、川崎市は全国の政令指定都市に先立ち、公契約条例の制定(「川崎市契約条例」の改定)を行いました。公契約条例の制定は、千葉県野田市に続くものですが、結果として「官製ワーキングプア」を生み出すことに繋がっていた公共事業や委託事業の改善を図るとともに、地元企業の育成をめざすものとして、大きな力を発揮することが期待されます。本年4月からの施行を控え、最終準備が進められています。

川崎市契約条例の特徴1：

地域社会の発展の観点から、公契約を規定。

経済性に配慮しつつ、価格だけでなく品質等を含め総合的に優れた契約となるよう規定。

- 競争性・透明性・公平性の原則
- 中小企業者の受注機会の確保
- 環境への配慮、地域経済の健全な発展に資すること
- 談合その他の不正行為の徹底的な排除

川崎市契約条例の特徴2：

公契約条例としての適用範囲が広く、実効性の高い条例。

先行する自治体の事例を踏まえ、実効性の高い内容であり、政令指定都市としてはじめての策定。

- 対象となる公契約の範囲を広く設定。
 - ・ 予定価格6億円以上の工事請負契約(金額ベースで全体の約4割)
 - ・ 予定価格が1千万円以上で、人件費割合が高い委託契約も対象
- 対象となる適用労働者の範囲を実態にあわせて設定。
 - ・ 雇用される労働者だけでなく、いわゆる「一人親方」など、実態として現場で働いているものはすべて対象
- 条例遵守状況調査の実効性を確保
 - ・ 下請業者も含めた全従事者の名簿提出や、立入調査権等を規定
 - ・ 条例違反の場合、契約解除、公表、指名停止等を規定

川崎市契約条例の特徴3：

客観的に適正な賃金水準を決める仕組み。

公共工事設計労務単価等を踏まえ、学識経験者や事業者、労働団体等からの5名によって構成する審議会で、適正な賃金水準を決定する。

